**第11号様式**（第８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

様

高知県知事

係留施設等使用許可取消し等決定通知書

年　　月　　日付けで届出のありました係留施設又は暫定係留施設の使用の廃止については、高知県港湾施設管理条例第13条の規定に基づき　　　　年　　月　　日限り係留施設又は暫定係留施設の使用の許可を取り消すこととし、使用料の還付については、同条例第17条第２項の規定に基づき次のとおり決定しましたので、通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取り消した使用の許可の内容 | 許可年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 管理番号 |  |
| 港湾及び港湾施設の名称 |  |
| 船名（フリガナ） |  |
| 船舶番号 |  |
| 係留期間 | 年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |
| 還付する使用料の額又は使用料を還付しない理由 |  |
| 備考 |  |

（教示）

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。